

B-7 危険行動

項目の定義

患者の危険行動の有無を評価する項目である。ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、転倒・転落、自傷行為」の発生または「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する行動」(以下、危険行動等)を過去1週間以内の評価対象期間に看護職員等が確認した場合をいう。

Step 1

動作制限の有無の確認

*動作制限の想定なし。



Step 2

患者の状態の評価

評価当日に、対策がもたれた上で、危険行動等*が発生していたか

*危険行動等とは、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、転倒・転落、自傷行為」の発生または「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する行動」をいう。

はい

「ある」

*認知症や背景疾患・原因等の有無、行動の持続時間等の程度を判断基準としない。

*病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るうなどの、いわゆる迷惑行為は、含めない。



いいえ

Step 3

有事象の状態の評価

評価対象期間内の発生か

*過去1週間以内に、対策がもたれた上で、危険行動等が発生した場合に評価の対象に含める。

*さらに、評価当日に、当該医療機関、当該病棟において、当該患者に対して、当該危険行動等の対策がもたれていることが前提。

未発生または
期間外または
対策なし

「ない」

期間内かつ
対策あり

「ある」

メモ欄